

省エネ・非化石転換法に基づくデータセンター業
に係る措置のガイドライン

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

目次

1	はじめに	2
1.1	措置の全体像	2
1.2	省エネ・非化石転換法とは	2
1.3	特定事業者の指定に係る届出	2
2	概要・定義	2
2.1	「DC業」	2
2.2	「新設」	3
2.3	「DC別」	3
2.4	「稼働開始」	4
2.5	「PUE (Power Usage Effectiveness)」	4
2.6	「エネルギー消費原単位」	5
3	現行措置	5
3.1	中長期計画書及び定期報告書の提出	5
3.2	ベンチマーク制度	5
4	DC業に関する目標とその達成方針	6
4.1	DC業に関する目標	6
4.2	目標達成のための方針	7
4.3	公表	7
5	定期報告書の拡充	7
5.1	報告対象項目	7
5.2	定期報告書の公表	8
6	2029年度以降の新設DCが満たすべきエネルギー効率の基準	9
7	補論(複合用途)	10
8	本ガイドラインの内容に関する問い合わせ先	10
	(参考1) 関連法令等リンク集	11
	(参考2) 複合用途のDCにおけるケース分類	12

1 はじめに

1.1 措置の全体像

データセンター（以下「DC」という。）は我が国の AI やデジタル技術を支える重要なインフラであり、経済社会の成長等に不可欠な要素である。その最大限の立地を図るためには、電源の確保と共に DC 自身のエネルギー使用の更なる合理化を促し、DC の立地受容性の向上（地域共生の実現）や半導体や冷却機械など幅広い関連産業のイノベーションや国際競争力向上の実現に繋げることが重要である。

そこで、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ・非化石転換法」という。）に基づき、現行の事業者全体で取り組むエネルギー消費原単位の改善や DC 業に関するベンチマーク目標の達成に加えて、2026 年度以降、利用可能な効率化に資する技術の着実な実装及び最先端技術の開発・社会実装の加速を図るための措置を設けることとした。

なお、制度の設計に当たっては、DC 業の中でも事業形態や用途など種類が多様であることや DC における情報処理に用いられる設備や方法の変化（ホスティング・クラウド（テナント）型 DC 事業者によるエネルギー使用効率改善に対する影響の拡大）等の諸条件を考慮し、既存制度の見直しも含めた対応を行っている。今後も、技術進化等の状況に応じた所要の見直しを行う。

1.2 省エネ・非化石転換法とは

省エネ・非化石転換法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）は、一定規模以上（年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上）の事業者に対し、エネルギーの使用状況等の報告を求め、省エネの取組が不十分な場合は指導・助言や合理化計画の作成指示、非化石転換の取組が不十分な場合は指導・助言や勧告等を行う。

1.3 特定事業者の指定に係る届出

これまで省エネ・非化石転換法に基づく定期報告対象外だったが、事業者全体の年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上となった場合、主たる事務所の所在地又は設置している工場等の所在地（≒本社）を管轄する経済産業局に対し、実績年度の翌年度の 5 月末日までに「特定事業者」としての届出が必要となる。詳細は、「省エネ法の手引き（工場・事業場編）～令和 4 年度改正対応～」を参照。

2 概要・定義

2.1 「DC 業」

「データの処理を目的とした、コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室（DC）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業」をいう。

DC を運営し、又は利用していても、「情報処理に係る設備又は機能の一部を提供」しない事業は、DC 業に該当しない。具体例は以下のとおり。

- DC 業
 - 自社のグループ企業に対して、ハウジング型 DC 業、ホスティング・クラウド（オーナー）型及びホスティング・クラウド（テナント）型 DC 業の役務を提供する場合
 - 自ら情報サービス業又はインターネット付随サービス業¹を行う場合（当該役務も含めて情報処理に係る機能を提供するものとみなせるため）
- 非 DC 業
 - 自社内の管理（経理、管理、研究開発等）の用で用いる場合

¹ 日本標準産業分類の大分類 G 情報通信業の情報サービス業、インターネット付随サービス業を指す。

➤ (DC業以外の) 金融業や通信業²などの事業の運用等を目的とする場合

なお、同一工場等において DC 業と非 DC 業を行っている場合は、計量値又は合理的な算定方法に基づいた推計値によりエネルギー使用量等を按分すること。按分できない場合は、当該工場等を一体で DC とみなす。

DC 業の中でも、提供する設備又は機能の違いに応じて、以下の通り事業区分を定義する。DC 業は、ハウジング型 DC 業、ホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC 業及びホスティング・クラウド (テナント) 型 DC 業の総称となる。

- ハウジング型 DC 業

「DC 業のうち自らの工場等の建物又は室に設けた情報処理設備 (以下「IT 機器」という。) の設置場所その他の DC に必要な設備を他の者に提供する事業」をいう。ハウジング型 DC 業の用に供する DC を「ハウジング型 DC」という。

- ホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC 業

「DC 業のうち自ら工場等の建物又は室に設けた IT 機器の設置場所及び IT 機器を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業」をいう。ホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC 業の用に供する DC を「ホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC」という。

- ホスティング・クラウド (テナント) 型 DC 業

「DC 業のうち工場等の建物又は室に設けた IT 機器の設置場所その他のデータセンターに必要な設備の提供を他の者から受け、自ら IT 機器を保有し、情報処理その他の機能を提供する事業」を指す。ホスティング・クラウド (テナント) 型 DC 業の用に供する DC を「ホスティング・クラウド (テナント) 型 DC」という。

2.2 「新設」

(1) ハウジング型 DC 又はホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC の場合

- 「新築の DC 又は既に建築物のある敷地内における別棟が竣工³したことをいい、以下を含む。
 - 物理的な繋がり (渡り廊下等) がある場合でも、隣接する土地に新たに DC を建築すること。
 - 既存建築物の全部を除去した土地に DC を建築すること。

(2) ホスティング・クラウド (テナント) 型 DC の場合

- 「ハウジング型 DC に専有部分を新たに設けることであって、当該専有部分に係る賃貸借が開始したこと」をいう。既に専有部分を設けているハウジング型 DC に追加的に専有部分を設ける場合は、含まない。

(3) 留意点

- 新設 DC と既存 DC のエネルギーを分けて管理できない場合には、既存 DC も含めて新設 DC とみなす。
- コンテナ型 DC の場合、同一敷地内に隣接する複数のコンテナ型 DC は一棟とみなし、既存 DC に隣接する同一敷地内での竣工や専有部分の追加は「新設」とみなさない。

2.3 「DC 別」

(1) ハウジング型 DC 又はホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC の場合

- 「DC 別」とは一棟の DC を指す。渡り廊下等で繋がっていても構造躯体が独立している場合には、それぞれを一棟の独立した DC とみなす。

² 通信業も他者に情報処理の機能を提供するものだが、情報処理の性質が異なるため非 DC 業。

³ 建物本体の建設 (Core and Shell 工事) が完了した時点を竣工とする。

- 複数棟の DC が隣接して設置されており、エネルギー管理が一体かつ分離して把握できない場合には、複数棟の DC を一棟とみなす。
- コンテナ型 DC の場合には、同一敷地内に隣接する複数のコンテナ型 DC を一棟とみなす。

(2) ホスティング・クラウド（テナント）型 DC の場合

- 一棟のハウジング型 DC に設置されている単一又は複数の専有部を、一つのホスティング・クラウド（テナント）型 DC とみなす。

2.4 「稼働開始」

(1) ハウジング型 DC 又はホスティング・クラウド（オーナー）型 DC の場合

- 新設後、当該 DC の年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上又は運用しているサーバが存在するサーバ室の面積が 300 m²以上⁴に達した時点とする。

(2) ホスティング・クラウド（テナント）型 DC の場合⁵

- 新設後、当該 DC の年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上又は運用しているサーバが存在する単一又は複数の専有部分の面積が 300 m²以上に達した時点とする。

2.5 「PUE (Power Usage Effectiveness)」

日本データセンター協会 (JDCC) 発行の「PUE 計測・計算方法に関するガイドライン」及び「PUE 計算ツール」に準拠し、「DC における年度のエネルギー使用量 (kWh) /DC における IT 機器の年度のエネルギー使用量 (kWh)」で算出する。算入対象は、事業区分によって以下の通り異なる。

(1) ハウジング型 DC 及びホスティング・クラウド（オーナー）型 DC の場合

- DC における年度のエネルギー使用量：DC 全体で使用する年度のエネルギー使用量を対象とする。非 DC 業も含む複合用途の建物に設置した DC の場合、エネルギー使用量を按分し、DC 業分（共用部分も含む）を算出すること。按分できない場合は、当該 DC における全エネルギー使用量を DC 業で使用したものとする。
- DC における IT 機器の年度のエネルギー使用量：DC 業として使用する IT 機器の年度のエネルギー使用量を対象とする。非 DC 業も含む複合用途である IT 機器の場合、エネルギー使用量を按分し、DC 業分を算出すること。按分できない場合は、当該 IT 機器における全エネルギー使用量を DC 業で使用したものとする。

(2) ホスティング・クラウド（テナント）型 DC の場合

- DC における年度のエネルギー使用量：専有部分で使用する年度のエネルギー使用量を対象⁶とする。エネルギー管理権限の有無にかかわらず、共有部分のエネルギー使用量も按分して算出すること。非 DC 業も含む複合用途の建物に設置した DC の場合、エネルギー使用量を按分し、DC 業分（共用部分も含む）を算出すること。按分できない場合は、当該専有部分における全エネルギー使用量を DC 業で使用したものとする。
- DC における IT 機器の年度のエネルギー使用量：専有部分で DC 業として使用する IT 機器の年度のエネルギー使用量を対象とする。非 DC 業も含む複合用途である IT 機器の場合、エネルギー使用量を按分し、DC 業分を算出すること。按分できない場合は、当該 IT 機器における全エネルギー使用量を DC 業で使用したものとする。

⁴ 年度途中で稼働または閉鎖された DC 及び年度の一部期間のみサーバ室面積が 300 m²以上であった DC も含む。ただし、年度途中でサーバ室面積が 300 m²以上となりエネルギー使用量の測定が困難である場合は除く。以下同じ。

⁵ ホスティング・クラウド（テナント）型 DC の専有部分のエネルギー使用量や面積の按分は、ハウジング型 DC 事業者とホスティング・クラウド（テナント）型 DC 事業者間で計量その他の合理的な方法に基づき実施すること。

2.6 「エネルギー消費原単位」

- エネルギー消費原単位は、事業活動におけるエネルギー使用効率を表す指標として、「エネルギー使用量/エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」を算出する。その際、資源エネルギー庁発行の「エネルギー消費原単位・非化石電気計算ツール（データセンター業用）」に準拠すること。
- 「エネルギー使用量」は、DC業の事業区分毎に以下を用いる。（3.1と同様）
 - (1) ハウジング型 DC の場合：DC における備付設備（空調・照明等）のエネルギー使用量
 - (2) ホスティング・クラウド（オーナー）型 DC の場合：DC における備付設備（空調・照明等）及びサーバ室の IT 機器のエネルギー使用量
 - (3) ホスティング・クラウド（テナント）型 DC の場合：DC の専有部分における備付設備（空調・照明等）、ホスティング・クラウド（テナント）型 DC の持込設備及びサーバ室の IT 機器のエネルギー使用量
- 「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」は、DC業の事業区分毎に以下を推奨する。連続的な評価を行う観点から、設定した指標は基本的に変更を認めないが、希望する場合は、定期報告書の提出先となる所管の経済産業局と相談すること。
 - (1) ハウジング型 DC の場合：IT 機器のエネルギー使用量
 - (2) ホスティング・クラウド（オーナー）型 DC 又はホスティング・クラウド（テナント）型 DC の場合：当該 DC の情報処理量に近似する、サーバに係る指標（サーバ数やラック数など）

3 現行措置

3.1 中長期計画書及び定期報告書の提出

DC事業者の特定事業者としての中長期計画書及び定期報告書は、現行どおり、エネルギー使用量としての算入範囲が事業区分により異なる。詳細は、「省エネ・非化石転換法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」を参照すること。

（○は参入対象、×は算入対象外）

	建物・付帯設備		サーバ室の IT 機器
	備付設備 (空調・照明等)	ホスティング・クラウド (テナント) 型 DC 事業者の持込設備 (空調・照明等)	
ハウジング型 DC	○ (全体)	×	×
ホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC	○	/	○
ホスティング・クラウド (テナント) 型 DC	○ (専有部分)	○	○ (専有部分)

3.2 ベンチマーク制度

2026年度報告から対象 DC を拡大し、ホスティング・クラウド（テナント）型 DC も以下（3）ベンチマーク指標の計算に含める⁶。その他詳細は、「省エネ・非化石転換法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）

⁶ ①ホスティング・クラウド（テナント）型 DC の保有する IT 機器等の稼働率が PUE に影響を与えること、②温度設定等付帯設備の運用権限はホスティング・クラウド（テナント）型 DC にあること、③水冷式のラック等ホスティング・クラウド（テナント）型 DC が冷却設備を保有する場合も想定されることを踏まえ、今後は、ホスティング・クラウド（テナント）型 DC も PUE 改善への責務を有すると考えられるため。

記入要領（別冊2）」を参照すること。

- (1) **対象事業者**：DC業に係る年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者
- (2) **対象DC**：年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上又はサーバ室面積が300㎡以上のDC
- (3) **ベンチマーク指標及び目指すべき水準**：対象事業者の平均PUEを1.4以下とすること。平均PUEは、保有する全DCのPUEを計算した上で、当該DC毎のエネルギー使用量を基に加重平均値を算出し、小数点以下第三位を四捨五入した結果を記載すること。
- (4) **目標年度**：2030年度

4 DC業に関する目標とその達成方針

DC事業者は、DC業に関する目標及びその達成方針を策定する必要がある。そのうちDC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者は、2026年度以降、特定事業者としての中長期計画書と同時に、当該目標及びその達成のための方針も提出すること。その際、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（以下「判断基準」という。）様式第1（参考1参照）を用いること。

なお、省エネ・非化石転換法施行規則第三十五条第二項に基づく中長期計画書の提出免除が認められている場合、当該目標及びその達成のための方針も提出不要である。

4.1 DC業に関する目標

(1) 2025年度以降に新設したDCのPUE

2025年度以降に新設したハウジング型DC及びホスティング・クラウド（オーナー）型DC並びに当該ハウジング型DCに新設したホスティング・クラウド（テナント）型DCについて、PUEの目標値を事業区分別に定めること。ただし、以下の場合は目標設定を求めない。

- ① 以下のいずれかに該当するハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DC
 - DCではない建築物を転用して新設したもの
 - 2024年度以前に新設されたハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCと受電設備を共有⁷しているもの
- ② ①に該当するハウジング型DCに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型DC
- ③ 年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満⁸のDC

(2) 事業者平均PUE（目標年度：2030年度）

保有する全DCの平均PUEについて、2030年度の目標値を定めること。ただし、年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満のDCは、算出に含めることを求めない。

平均PUEは、保有する全DCのPUEを計算した上で、当該DC毎のエネルギー使用量を基に加重平均値を算出し、小数点第二位まで四捨五入した結果を記載すること。

(3) エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化

直近5年度間のエネルギー消費原単位の対前年度比（＝n年度のエネルギー消費原単位/n-1年度のエネルギー消費原単位）を乗じた値の4乗根の目標値を、事業区分別に定めること。ただし、年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満のDCは、算出に含めることを求めない。

⁷ 受電設備の共有元となるDCと同一の計画下での一体開発とみなせない場合（例：当該受電設備に紐づいていたDCが撤去され、受電設備を再利用して他DCに共有）は除く。また、定期報告等は、受電設備の共有先及び共有元となるDCそれぞれで実施すること。以下同じ。

⁸ 年度を通してサーバ室面積が300㎡未満であったDC及び年度途中でサーバ室面積が300㎡以上となりエネルギー使用量の測定が困難であるDCを指す。以下同じ。

4.2 目標達成のための方針

4.1 で設定した各目標を達成するための方針（今後新設 DC において導入する予定の技術、設備及び取組に関する内容を含む）を記載すること。

4.3 公表

（1）DC 事業者による公表

DC 事業者は、DC 業に関する目標 4.1（1）及び（3）とその達成のための方針について、判断基準様式第 1 を用いて、自らのホームページ等のインターネット上に、中長期計画書の提出年度の 3 月 31 日までに公表すること。

その際、必要な補足事項があれば上記様式第 1 の自由記述欄に記載することを認める。また、中長期計画書と共に提出した内容のうち、公表により当該事業者の競争力を著しく損なうと認められるものは、表現を変える等適切な処理を行っても良い。

また、省エネ法定定期報告情報の開示制度に参加している事業者について、DC 業に関する目標 4.1（1）及び（3）とその達成のための方針を開示対象とした場合は、開示 URL を自らのホームページ等に掲載する形を以て DC 事業者による公表としても良い。

（2）国による公表

国は、DC 事業者から提出された目標及びその達成のための方針について、事業区分毎に集計する等の匿名加工を行った上で公表する。また、国は、DC 事業者による 4.3（1）の公表状況を確認し、その公表等を行う。

5 定期報告書の拡充

2026 年度以降、DC 業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上の事業者に対し、特定事業者として毎年度提出する定期報告書の記載項目として以下を追加する。提出様式は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則様式第 9 を参照すること。

DC 事業者のエネルギーの使用の状況は、上述のとおり DC 業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上の事業者を報告対象とする。ただし、各項目を算出する際に、年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 未満かつサーバ室の面積が 300 m²未満の DC は除く。

DC のエネルギーの使用の状況は、新設・既設を問わず、年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上又はサーバ室面積が 300 m²以上の DC を報告対象とする。なお、エネルギー使用量等は合理的な方法による推計に基づく報告としても良い。

5.1 報告対象項目

項目 (詳細は、「省エネ・非化石転換法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」参照)	新設 DC 公表要否 (詳細は 5.2 参照)	粒度
①DC の名称	要	DC 別
②併設する DC の名称	否	DC 別
③所有者	否	DC 別
④運営者	要	DC 別
⑤所在地	否	DC 別
⑥新設年度	要	DC 別
⑦稼働開始年度	要	DC 別
⑧事業区分	要	DC 別
⑨主たる用途	要	DC 別

⑩契約電力 (kW)	否	DC 別、事業区分別計、事業者計
⑪DC の最大受電容量 (kW)	否	DC 別、事業区分別計、事業者計
⑫IT 機器の電気使用量 (kWh)	否	DC 別、事業区分別計、事業者計
⑬付帯設備の電気使用量 (kWh)	否	DC 別、事業区分別計、事業者計
⑭総電気使用量 (kWh)	否	DC 別、事業区分別計、事業者計
⑮PUE	要	DC 別、事業区分別平均、事業者平均
⑯設計時 PUE	否	DC 別
⑰エネルギー消費原単位の 5 年度推移	否	DC 別、事業区分別平均、事業者平均
⑱エネルギー消費原単位の 5 年度間平均原単位変化 (%)	要	DC 別、事業区分別平均、事業者平均
⑲稼働率 (%)	否	DC 別、事業区分別平均、事業者平均
⑳その他	否	DC 別

※事業区分別平均及び事業者平均は、DC 別のエネルギー使用量 (⑧-3) を基に加重平均値を算出する。

※PUE 以外の値は、小数点第一位まで四捨五入した結果を記載すること。PUE は、小数点第二位まで四捨五入した結果を記載すること。

5.2 定期報告書の公表

(1) DC 事業者による公表

DC 事業者は、判断基準様式第 2 を用いて、5.1 のうち「新設 DC 公表要」とした項目を、自らのホームページ等のインターネット上に、定期報告書の提出年度の 3 月 31 日までに公表すること⁹。ただし、以下の DC は公表対象から除く。

- ① 以下のいずれかに該当するハウジング型 DC 又はホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC
 - 2024 年度以前に新設したもの
 - DC ではない建築物を転用して新設したもの
 - 2024 年度以前に新設されたハウジング型 DC 又はホスティング・クラウド (オーナー) 型 DC と受電設備を共有しているもの
- ② ①に該当するハウジング型 DC に新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド (テナント) 型 DC
- ③ 年度のエネルギー使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500kl 未満かつサーバ室の面積が 300 m²未満の DC

公表の際、必要な補足事項があれば上記様式第 2 の自由記述欄に記載することを認める。また、5.1⑮PUE の公表は、自由記述欄における PUE の前年度比の改善率の併記¹⁰を条件として、実数ではなく以下に掲げる区分を用いても良い。

PUE = 2.0 より大	PUE = 2.0 以下、1.7 より大	PUE = 1.7 以下、1.5 より大
PUE = 1.5 以下、1.45 より大	PUE = 1.45 以下、1.4 より大	PUE = 1.4 以下、1.35 より大
PUE = 1.35 以下、1.3 より大	PUE = 1.3 以下、1.25 より大	PUE = 1.25 以下、1.2 より大
PUE = 1.2 以下、1.15 より大	PUE = 1.15 以下、1.1 より大	PUE = 1.1 以下、1.05 より大
PUE = 1.05 以下		

また、省エネ法定定期報告情報の開示制度に参加している事業者について、5.1 のうち「新設 DC 公表要」とした項目を開示対象とした場合は、開示 URL を自らのホームページ等に掲載する形を以て DC 事業者による公表としても良い。

(2) 国による公表

⁹ 先進的な取組が社会から評価され、また、業界内でベストプラクティスとして広がっていくことで取組の高度化・底上げを図ることが目的。

¹⁰ 「前年度比で PUE が●%低減/増大した」、「前年度比で PUE が●%変化した」等

国は DC 事業者から提出された定期報告について、事業区分毎に集計する等の匿名加工を行った上で公表する。また、国は、DC 事業者による 5.2 (1) の公表状況を確認し、その公表等を行う。

6 2029 年度以降の新設 DC が満たすべきエネルギー効率の基準

(1) 対象事業者：DC 業に係る年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 以上

(2) 対象 DC：(1) が 2029 年度以降に新設した DC。ただし、以下を除く。

① 以下のいずれかに該当するハウジング型 DC 又はホスティング・クラウド（オーナー）型 DC

➤ 2028 年度以前に新設したもの

➤ DC ではない建築物を転用して新設したもの

➤ 2028 年度以前に新設されたハウジング型 DC 又はホスティング・クラウド（オーナー）型 DC と受電設備を共有しているもの

② ① に該当するハウジング型 DC に新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型 DC

③ 年度のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500kl 未満かつサーバ室面積が 300 m²未満の DC

(3) DC の新設及び DC に係る設備の新設又は更新をする場合の望ましい取組：下記の取組※等によりエネルギーの使用の合理化に努めた上で、設計時 PUE を 1.28 以下とすること。

(4) エネルギー効率の基準：下記の取組※によりエネルギーの使用の合理化に努めた上で、稼働開始後 2 年が経過した時点の翌年度以降の PUE を 1.3 以下とすること。（例：N 年 9 月に稼働開始した場合、N+2 年 9 月の翌年度である N+3 年度以降の PUE を 1.3 以下とすること。）

※以下のとおり。

	(3)	(4)
ハウジング型 DC	① IT 機器が要する冷却性能の変化への対応や廃熱の有効利用が可能な DC となるよう設計及び付帯設備の選定を行うこと。 ② DC 内の温度や湿度の管理に要するエネルギーを低減できる地域その他の DC によるエネルギーの効率的利用を実施する上で地理的な優位性の認められる地域での新設を検討すること。 ③ サーバ室内の冷却設備は、必要とする冷却性能に応じ、エネルギー効率及び熱搬送効率の高い設備の選定を優先し、電力密度が高くなる場合には、液体冷却方式の採用を検討すること。 ④ サーバ室外の冷却設備は、自然エネルギーの活用により冷却に要するエネルギーの効率的利用を実施できる設備の選定を優先すること。	① IT 機器の運用に当たっては、冷却設備その他の建物及び付帯設備の設備容量に対して適切な稼働率となるよう、稼働状況の見直しを行うこと。 ② IT 機器の稼働状況を把握し、不要なものの廃止及び撤去その他の設備の適切な管理を実施すること。 ③ サーバ室内の冷却設備の運用に当たっては、適切なエアフローの実現等サーバ室内の空調機の送風効率の向上その他の冷却効率の向上のための取組を継続的に実施すること。また、IT 機器の推奨運用温度に応じて、管理温度及び湿度を見直し、過冷却を防止すること。
ホスティング・クラウド（オーナー）型 DC	⑤ ホスティング・クラウド（オーナー）型 DC は、動作可能な温度及び湿度の幅が広く高電圧に対応できる等、付帯設備のエネルギーを効率的に利用できる IT 機器の選定を優先すること。	④ 高電圧対応の IT 機器に対しては、高電圧で給電を行うことで送電損失を低減すること。
ホスティング・クラウド（テナント）型 DC	動作可能な温度及び湿度の幅が広く、高電圧に対応できる等、付帯設備のエネルギーを効率的に利用できる IT 機器の選定を優先すること。	⑤ DC で発生する廃熱の有効利用のための運用上の工夫を検討すること。

(5) 基準未達成時の措置：

- 国は、(3) の基準を満たさない DC を有す DC 事業者に対し、当該 DC が基準を達成するための合理化計画の作成・提出指示を行う。ただし、当該 DC が設計時点では十分な性能を備えており（設計時

PUE1.28 以下)、かつ、基準を満たさない理由が IT 機器等の設備稼働率の低さ¹¹に起因すると確認できる場合には、当該指示を行わない。

- 国は、当該事業者から提出された合理化計画の内容が適切でないと認める場合には変更指示を行う。また、計画が実施されていないと認める場合には適切に実施すべき旨の指示を行う。
- 当該事業者が上記の指示に従わない場合、国はその旨の公表や指示に従うべき旨の命令を行う。当該事業者が命令に従わない場合、省エネ・非化石転換法第一百七十四条に基づく罰金に処する。

7 補論（複合用途）

DC 業で用いる建物、室及び IT 機器が、非 DC 業以外も含む複合用途である場合、DC 事業者はその事業区分を問わず、原則は、DC 業と非 DC 業とでエネルギー使用量等を計量その他の合理的な方法で按分すること。

按分できない場合、当該建物、室及び IT 機器によるエネルギー使用量等は、全て DC 業として報告すること。詳細は（参考 2）を参照。

8 本ガイドラインの内容に関する問い合わせ先

資源エネルギー庁省エネルギー課 省エネ・非化石転換法執行担当 <bzl-syoene-sikko@meti.go.jp>

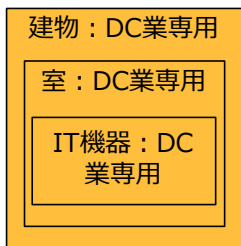
¹¹ 何%かは現状未定で、2026 年度以降の定期報告内容等を元に今後検討。

(参考1) 関連法令等リンク集

【関係法令】	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/
工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/
【制度概要】	
省エネ・非化石転換法に基づく データセンター業に係る措置について	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/dc_gaiyo.pdf
【記入要領、手引き、ガイドライン等】	
省エネ・非化石転換法 定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinnyuoryo26.pdf
記入要領別冊2（ベンチマーク制度に関する報告について）	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatus23_2.pdf
省エネ法の手引き（工場・事業場編）～令和4年度改正対応～	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html
PUE 計測・計算方法に関するガイドライン（日本データセンター協会発行）	https://www.jdcc.or.jp/pue_guide/
【様式】	
定期報告書（様式第9）	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/
中長期計画添付様式（様式第1、様式第2）	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/
【算定ツール】	
PUE 算定ツール（日本データセンター協会発行）	https://www.jdcc.or.jp/pue_guide/
エネルギー消費原単位・非化石電気計算ツール（データセンター業用）	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/dc_keisan-tool.xlsx
【FAQ】	
省エネ・非化石転換法にかかるQ & A【工場・事業場編】	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/faq/

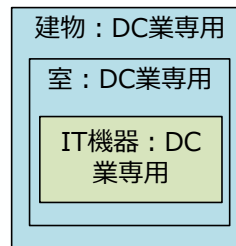
DC業専用の建物

(1) 事業者AがDC業専用の建物・室・IT機器の全てを所有・運営



A：ホスティング・クラウド（オーナー）型DC事業者
DC全体におけるエネルギー使用量やPUE等を報告。

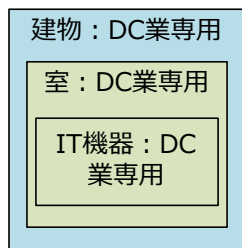
(2) 事業者Aが所有・運営するDC業専用の建物・室において、事業者BがIT機器を所有・運営



A：ハウジング型DC事業者
DC全体におけるエネルギー使用量やPUE等を報告。

B：ホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者
DC専有部におけるエネルギー使用量や実績PUE等を報告。

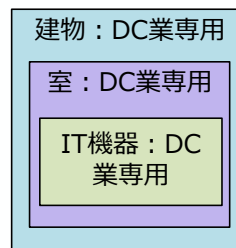
(3) 事業者Aが所有・運営するDC業専用の建物において、事業者Bが室・IT機器を所有・運営



A：ハウジング型DC事業者
DC全体におけるエネルギー使用量やPUE等を報告。

B：ホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者
DC専有部におけるエネルギー使用量や実績PUE等を報告。

(4) 事業者Aが所有・運営するDC業専用の建物において、事業者Bが室を所有・運営、事業者CがIT機器を所有・運営



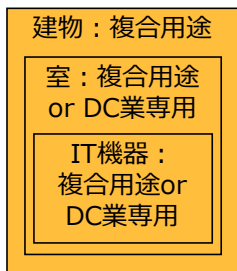
A：ハウジング型DC事業者
DC全体におけるエネルギー使用量やPUE等を報告。

B：DCinDC事業者
DC専有部におけるエネルギー使用量やPUE等を報告。

C：ホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者
DC専有部におけるエネルギー使用量やPUE等を報告。

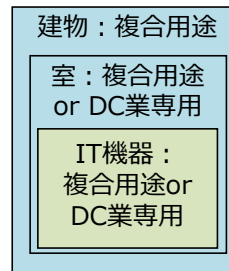
複合用途の建物

(1) 事業者Aが複合用途の建物・室・IT機器の全てを所有・運営



A：ホスティング・クラウド（オーナー）型DC事業者
建物全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して算出・報告。

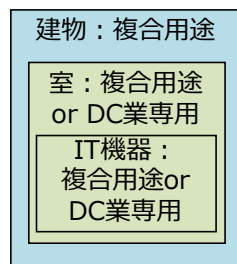
(2) 事業者Aが所有・運営する複合用途の建物・室において、事業者BがIT機器を所有・運営



A：ハウジング型DC事業者
建物・室全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して報告。

B：ホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者
IT機器全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して報告。

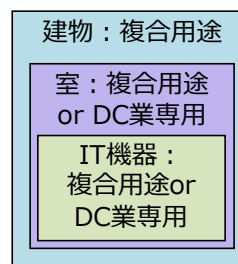
(3) 事業者Aが所有・運営する複合用途の建物において、事業者Bが室・IT機器を所有・運営



A：ハウジング型DC事業者
建物全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して報告。

B：ホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者
室・IT機器全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して報告。

(3) 事業者Aが所有・運営する複合用途の建物において、事業者Bが室を所有・運営、事業者CがIT機器を所有・運営



A：ハウジング型DC事業者
建物全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して報告。

B：DCinDC事業者
室全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して報告。

C：ホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者
IT機器全体におけるエネルギー使用量やPUE等のうち、DC業分を按分して報告。